

4・5 船主責任制限法

4・5・1 船主責任制限法の改正

船舶所有者等には、古くより海難事故から生ずる海事債権について一定額に責任が制限される制度(海事債権責任制限条約)が存在している。同制度はわが国をはじめ世界各国において採用され、船舶のトン数に応じて遡増する金額により定められている。

平成 24(2012)年 4 月、IMO 第 99 回法律委員会において同条約の責任限度額改正について審議された結果、現行の 1.51 倍に引き上げる改正が採用されたことに伴い、わが国国内法である船主責任制限法が定める責任限度額についても同様の引き上げが行われることとなった。改正にあたっては、平成 26(2014)年 10 月 8 日に自民党法務部会のヒアリングが開催され、当協会から鈴木常勤副会長(当時)が出席し、船主責任制限制度が海運業界にとって必要不可欠であることを説明。その後、平成 27(2015)年 2 月 17 日に改正法案が国会へ提出され、衆議院で審議されることとなった。

なお、改正の経緯としては、平成 21(2009)年 3 月にオーストラリア沖合で発生した船舶燃料油流出事故により責任限度額を大幅に超える被害が発生したことから、IMO 法律委員会で責任限度額の改正審議が開始されたことが契機となった。責任限度額引き上げ幅の決定について考慮されるべき要素については、同委員会で貨幣価値の変動(インフレ率)を中心に審議が行われた結果、引き上げ幅の算定上の期日を平成 8(1996)年 10 月(現条約採択時)から平成 24(2012)年 4 月(今回の改正時)までの間のインフレ率に照らして算出した 1.51 倍という数値で決定された。